

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（福祉援護課） 24

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 27
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 27

規 則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第59号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年北海道規則第85号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「支援給付を申請」の次に「（変更申請）」を加え、同様式末尾欄外注3の事項を次のように改める。

3 書ききれない場合は、余白に記入するか、別紙に記入の上添付してください。

別記第1号様式末尾欄外注3の事項の次に次の1事項を加える。

4 事実と異なる申告をする等不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第3条・第4条関係）

その1

収 入 申 告 書

年 月 日

北海道知事 様

申告者住所

氏名 ㊞

私の世帯で支援給付を受けている者の 年分の総収入は、次のとおりです。

1 年金収入 有・無
（年金収入がある方は記入してください。）

受給者の氏名	年金の種類	収入額
	国民年金 厚生年金 その他の年金（ ）	月額 円
	国民年金 厚生年金 その他の年金（ ）	月額 円

※年金振込通知書、年金証書等を添付してください。

2 働いて得た収入 有・無
（前年の1月から12月までの間に働いて収入があった方は記入してください。）

働いた方の氏名	勤務先	収入額（年額）	必要経費（年額）
		年額 円	年額 円
		年額 円	年額 円

※必要経費欄には、仕事をする上で必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費を記入してください。

※源泉徴収票、給与明細書等を添付してください。

3 その他の収入 有・無
（前年の1月から12月までの間に上記1及び2以外の収入があった方は記入してください。）

収入があった方の氏名	内 容	収入額（年額）
		年額 円
		年額 円

※その他の収入とは、恩給、子ども手当、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、障害者手当、仕送り、現物による収入、生命保険等の給付金、

交通事故等の補償金、財産収入（土地、家屋の賃貸料等）等です。

（記入上の注意）

- 上記 1 から 3 までの収入は、その有無について○で囲んでください。
- 収入申告書提出後に、収入が無くなった場合等生活の維持が困難となった場合や、年金収入に変動があった場合は連絡してください。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- 事実と異なる申告をする等不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。

その 2

収 入 申 告 書

年 月 日

北海道知事 様

申告者住所

氏名 ㊞

私の世帯で支援給付を受けていない者の 年分の総収入は、次のとおりです。

- 1 年金収入 有・無
（年金収入がある方は記入してください。）

受給者の氏名	年金の種類	収入額
	国民年金 厚生年金 その他の年金（ ）	月額 円
	国民年金 厚生年金 その他の年金（ ）	月額 円

※年金振込通知書、年金証書等を添付してください。

- 2 働いて得た収入 有・無
（前年の 1 月から 12 月までの間に働いて収入があった方は記入してください。）

働いた方の氏名	勤務先	収入額（年額）	必要経費（年額）
		年額 円	年額 円
		年額 円	年額 円

※必要経費欄には、仕事をする上で必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費を記入してください。

※源泉徴収票、給与明細書等を添付してください。

- 3 その他の収入 有・無
（前年の 1 月から 12 月までの間に上記 1 及び 2 以外の収入があった方は記入してください。）

収入があった方の氏名	内 容	収入額（年額）

	年額 円
	年額 円

※その他の収入とは、恩給、子ども手当、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、障害者手当、仕送り、現物による収入、生命保険等の給付金、交通事故等の補償金、財産収入（土地、家屋の賃貸料等）等です。

（記入上の注意）

- 上記 1 から 3 までの収入は、その有無について○で囲んでください。
- 収入申告書提出後に、収入が無くなった場合等生活の維持が困難となった場合や、年金収入に変動があった場合は連絡してください。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- 事実と異なる申告をする等不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。

その 3

収 入 申 告 書

年 月 日

北海道知事 様

申告者住所

氏名 ㊞

私の世帯の総収入は、次のとおりです。

- 1 年金収入 有・無
（年金収入がある方は記入してください。）

受給者の氏名	年金の種類	収入額
	国民年金 厚生年金 その他の年金（ ）	月額 円
	国民年金 厚生年金 その他の年金（ ）	月額 円

※年金振込通知書、年金証書等を添付してください。

- 2 働いて得た収入 有・無
（現在働いている方は記入してください。）

働いた方の氏名	勤務先	収入額（年額）	必要経費（年額）

		年額	円	年額	円
		年額	円	年額	円

※必要経費欄には、仕事をする上で必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費を記入してください。

※給与明細書等を添付してください。

3 その他の収入 有・無

(現在上記1及び2以外の収入がある方は記入してください。)

収入がある方の氏名	内 容	収入額 (年額)
		年額 円
		年額 円

※その他の収入とは、恩給、子ども手当、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、障害者手当、仕送り、現物による収入、生命保険等の給付金、交通事故等の補償金、財産収入（土地、家屋の賃貸料等）等です。

(記入上の注意)

- (1) 上記1から3までの収入は、その有無について○で囲んでください。
- (2) 収入申告書提出後に、収入に変動があった場合は連絡してください。
- (3) 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 事実と異なる申告をする等不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。

別記第5号様式1の事項を次のように改める。

1 不動産 有・無

(不動産をお持ちの方は記入してください。)

	種 類	有 無	延べ面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
土	(1) 宅 地	有・無				有・無
	(2) 田 畑	有・無				有・無
	山 林					

	(3) その他	有・無				有・無
建 物	種 類	有 無	延べ面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
	(1) 自 家	有・無				有・無
	(2) 貸 家 間 貸	有・無			(家賃収入 円)	有・無
	(3) その他	有・無				有・無

別記第5号様式3の事項を次のように改める。

3 生命保険等

	有 無	契 約 先 者	解約返戻金	契約金	保険料
生 命 保 険	有・無				
そ の 他 の 保 険	有・無				

別記第5号様式中「5 その他の資産」を「5 その他の資産 有・無 (上記1及び2以外の資産をお持ちの方は記入してください。)」に改め、同様式末尾欄外注5の事項を次のように改める。

5 事実と異なる申告をする等不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。

別記第13号様式中「院(所)長又は開設者氏名 ⑥」を「院(所)長又は開設者氏名 ⑥」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示	
北海道告示第482号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成22年6月4日、オロロン土地改良区の定款の変更を認可した。 平成22年6月15日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第483号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（東山地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗きょ排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成22年6月16日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成22年6月15日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第484号 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成22年6月15日 北海道知事 高 橋 はるみ	
1(1) 保安林予定森林の所在場所	紋別市上藻別1236の1地先・1238地先・藻別1240地先・鴻之舞1233地先（以上4筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、1233（次の図に示す部分に限る。）、1234、上藻別1235、1236の1、1237から1239まで、藻別1240、1241
(2) 指 定 の 目 的	水源のかん養
(3) 指 定 施 業 要 件	
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法	
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。	
	上藻別1236の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、藻別1240地先・上藻別1238地先（以上2筆地先国有林）、1236の1・1237から1239まで・鴻之舞1234・藻別1240・1241（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	次のとおりとする。
2(1) 保安林予定森林の所在場所	網走郡美幌町字登栄112の1・145の2（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、16の1地先・17の1地先・16の1（以上2筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）、17の1
(2) 指 定 の 目 的	水源のかん養
(3) 指 定 施 業 要 件	
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法	
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。	
	字登栄145の2（国有林）、16の1・17の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、16の1地先
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	次のとおりとする。
3(1) 保安林予定森林の所在場所	古宇郡神恵内村大字神恵内村89の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指 定 の 目 的	土砂の崩壊の防備
(3) 指 定 施 業 要 件	
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法	
(ア) 主伐は、択伐による。	
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立 木 の 伐 採 の 限 度	次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに紋別市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）	
北海道告示第485号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があつ	

た。

平成22年 6 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 北広島市・中川郡美深町・音威子府村・常呂郡訓子府町（以上 1 市 2 町 1 村について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
美深町・音威子府村（以上 1 町 1 村について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 日高郡新ひだか町・苫前郡初山別村（以上 1 町 1 村 国有林。次の図に示す部分に限る。）、網走郡津別町・常呂郡訓子府町・中川郡美深町・豊頃町・苫前郡初山別村（以上 4 町 1 村について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
初山別村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、初山別村（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
津別町・訓子府町・美深町・豊頃町（以上 4 町について次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林 北広島市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに北広島市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）